

健康メモ

産科医療保障制度について

広島市医師会理事
正岡病院副院長

正岡 亨

2009年1

月1日から始まった、産科医療保障制度をご存じでしょうか。



私産科医療従事者は、日々赤ちゃんが健康で元気に産まれて来るよう努力しておりますが、それでも予期せぬ出来事が起こる場合があります。本制度は何らかの原因で障害を抱えて産まれてきた赤ちゃんとそのご家族の負担を補償する制度です。

本制度は公正で中立的な第三者機関として日本医療機能評価機構産科

医療補償制度運営部が運営にあたり、ほとんどすべての分娩施設が加盟しています。補償の対象となるのは09年1月1日以降に生まれた赤ちゃんで所定の要件を満たした場合です。

詳しく言うと、原則として二〇〇〇g以上かつ、三三週以上で出産した赤ちゃんで、身体障害者一級・二級相当の重症児です。また出生体重・週数が基準を下回っても、分娩に関連して発症した脳性麻痺に該当すると審査された赤ちゃんは対象になります。ただし先天異常や染色体異常などが原因の場合は残念ながら除外されます。審査の結果、補償対象と認定された場合は看護・介護を行う基盤整備の準備一時金として六〇〇万円、さらに、看護・介護費用として補償分割金二四〇〇万円（二〇年に分割）が支払われます。本制度に加入した分娩機関で分娩した場合は、たとえ分娩機関に過失が無くても保

証の対象となります。補償対象となった脳性麻痺については、分娩機関の協力により、原因分析委員会において医学的な視点で可能な限り原因分析を行い、再発防止と産科医療の質の向上をはかります。

分娩機関は、運営組織に分娩数に応じた掛金を支払う必要がありますが、実際は健康保険組合から支払われる出産育児一時金が三五万円から三八万円に引き上げられ、この引き上げ分が分娩機関の保険料負担にあらわれます。

保険金の流れや原因分析の制度・公開など、まだまだいくつかの問題点もかかえながらスタートした本制度ですが、崩壊といわれている産科医療の明るい未来のスタートラインになるよう祈っております。



広島市医師会

www.city.hiroshima.med.or.jp